

木造住宅、分譲マンションの耐震診断・改修費などを補助

市では、木造住宅の耐震診断や耐震改修を行う方や、分譲マンションの耐震診断や耐震改修を行う管理組合に対し、費用の一部を補助します。

利用には事前申請が必要です。申請前に着手した場合は対象になりません。申請方法など詳しくは、パンフレットまたはホームページをご覧ください。[千葉市 耐震診断](#)

パンフレット配布場所 建築指導課、区役所地域振興課。ホームページから印刷も可。

申請期間 5月6日(木)～31日(月)

木造住宅

耐震診断費補助

市登録の耐震診断士などが行う耐震診断の費用を補助します。

対象 自ら所有し居住する、1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅

戸数 5戸 補助額 診断費の3分の2(上限=4万円)

①耐震改修費補助・②二段階耐震改修費補助

倒壊する可能性があるとして判定された住宅の改修に係る費用を補助します。

対象 ①自ら所有し居住する、2000年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、在来軸組工法による2階建て以下の木造住宅

②耐震診断費補助【上記】の対象に同じ

戸数 ①19戸、②1戸

補助額 ①工事費の5分の4(上限=100万円)

②段階ごとに工事費の5分の4(上限=各50万円)

耐震シェルター設置費補助

部屋型の耐震シェルターを設置する費用を補助します。

対象 耐震診断費補助【上記】の対象に同じ

件数 1件 補助額 設置費の2分の1(上限=20万円)

補助制度説明会

4月13日(火)=花見川保健福祉センター、15日(木)=若葉区役所、17日(土)=中央コミュニティセンター8階 いずれも14:00～15:30

当日直接会場へ。

県建築士会による個別説明会

4月17日(土)15:30～16:00 中央コミュニティセンター8階

先着6人 電話で、建築指導課へ。

建築指導課 ☎245-5836 FAX245-5888



分譲マンション

耐震診断費補助

対象 1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の分譲マンションで、地上3階建て以上、延べ面積が1,000平方メートル以上かつ区分所有者自らが居住する住宅の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上のもの

件数 予備診断=1棟

本診断=1管理組合

補助額 予備診断=費用の3分の2(上限=1棟あたり3万4,000円または1管理組合あたり17万円のいずれか低い額)

本診断=費用の3分の2(上限=延べ面積に応じた費用または1管理組合あたり400万円のいずれか低い額)

耐震改修(設計)に対する補助

対象 耐震診断費補助【上記】の対象で、耐震改修が必要と判定された建築物

件数 1管理組合

補助額 費用の3分の2(上限=1管理組合あたり500万円または1戸あたり5万円のいずれか低い額)

耐震改修(工事)費補助

分譲マンションの耐震改修工事にかかる費用を補助します。

対象、補助額など詳しくは、お問い合わせください。

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修費などを補助

地震発生時に倒壊などで緊急輸送道路(被災者の避難・救出および消火活動を実施するための道路)をふさいでしまう可能性がある建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修などの費用の一部を補助します。

①耐震診断費補助

対象 緊急輸送道路に接し、1981年5月31日以前の耐震基準によって建てられた、一定の高さを超える建築物【右図】

②耐震改修・建替え、除却費補助

対象 耐震診断の結果、地震による倒壊または崩壊する危険性があると判断された建築物

補助額 延べ面積または見積額に応じた費用の3分の2(上限=①300万円、②耐震改修・建替え3,600万円、除却1,800万円)

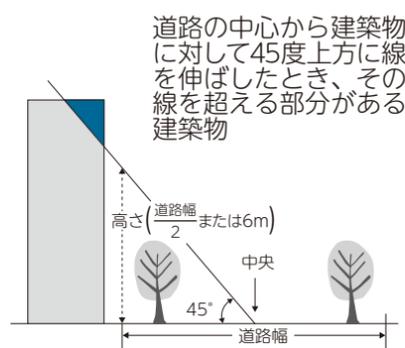
件数 ①1件、②1件

申請期間 5月6日(木)～31日(月)

申請書 建築指導課で配布。市ホームページから印刷も可。

詳しくは、[千葉市 緊急輸送道路沿道建築物](#)

建築指導課 ☎245-5836 FAX245-5888



春の全国交通安全運動

「手をあげて じぶんでまもろう いのちのあいず」をスローガンに4月6日(火)～15日(木)の10日間、春の全国交通安全運動を実施します。

運動重点目標

- 子どもと高齢者の安全確保
- 安全運転の励行
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶

自転車保険、入っていますか？



編集担当!

あおり運転やながら運転は危険性と迷惑性の高い行為であり、交通事故に直結します。お互いに思いやりを持って運転しましょう。

また、市では4月1日(木)から自転車保険等への加入が義務になります。加入状況を確認し、もしもの事故に備えましょう。

地域安全課 ☎245-5148 FAX245-5637

すまいのリユースネット

空き家や空き室の情報を登録すると、ホームページに物件情報が掲載され、買いたい人や借りたい人に広く知らせることができます。地域貢献としての活用を検討している物件も募集しています。

対象 市内に空き家や空き室を所有している方

申込書 市住宅供給公社で配布。市ホームページから印刷も可。

詳しくは、[千葉市 すまいのリユースネット](#)

市住宅供給公社 ☎245-5690 FAX245-7517